虐待防止のための指針

阿久比町介護予防支援事業所

指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準第二十六条の二に基づく虐待防止のための指針を、以下のように定めます。

１．虐待の防止に関する基本的考え方

　高齢者に対する虐待は、高齢者の尊厳を脅かす深刻な事態であり、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）」に示すとおり、その防止に努めることは極めて重要になります。

　当事業所では、同法の趣旨を踏まえ、虐待の未然防止、早期発見・迅速かつ適切な対応等に努めるとともに、虐待が発生した場合には適正に対応し再発防止策を講じます。

　そのための具体的な組織体制、取組内容等について、本指針に定めるとともに、運営規定に明示します。

　なお、高齢者虐待防止法の規定に基づき、当事業所では「高齢者虐待」を次のような行為として整理します。

1. 養護者による高齢者虐待

ア　身体的虐待

イ　介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）

ウ　心理的虐待

エ　性的虐待

オ　経済的虐待

1. 養介護施設従事者等による高齢者虐待

ア　身体的虐待：

イ　介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）

ウ　心理的虐待

エ　性的虐待

オ　経済的虐待

２．虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項

(1) 虐待防止検討委員会の設置

　虐待の防止のための対策を検討する委員会として「阿久比町介護予

防支援事業所虐待防止検討委員会（以下、「委員会」という。）」を設置します。

1. 委員会の組織

　委員会は、健康介護課長、地域包括支援係長に加え、職員１名（保健

師、社会福祉士、主任介護支援専門員いずれかの資格者）により構成します。委員会の責任者として委員長を置き、これを健康介護課長が務めます。また、「虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者（以下、「担当者」という。）」を地域包括支援係長とします。

1. 委員会の開催

　委員会は、委員長の招集により、年１回の定期開催とともに、必要に応じて随時開催します。

1. 委員会における検討事項（所掌事項）

　委員会では、以下の項目について検討を行うとともに、必要な取組事項を決定します。

ア　虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること

イ　虐待の防止のための指針の整備、見直しに関すること

ウ　虐待の防止のための職員研修の内容及び企画・運営に関するこ

　と

エ　虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること

オ　職員が虐待等を把握した場合に、通報が迅速かつ適切に行われ

るための方法に関すること

カ　虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再

発の確実な防止策に関すること

キ　再発の防止策を講じた場合には、その効果についての評価に関

すること

ク　その他必要な事項について

1. 結果の周知徹底

　委員会での検討内容及び結果、決定事項等については議事録を作成、回覧などして事業所内での周知徹底を図ります。

３．虐待防止のための職員研修に関する基本方針

（1）新規採用時

　職員の新規採用時には、虐待等防止をはかるための研修を必ず実施します。

（2）継続研修

虐待等防止をはかるため、職員に対する継続研修を、年１回実施します。

（3）外部研修等への参加

職員研修の開催は、虐待防止に関する外部研修等への参加に代えることができます。

（4）研修記録

　研修実施後、研修記録を作成し保管・管理します。

４．虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

　虐待の被害を受けたと思われる高齢者（利用者）を発見した場合は、高齢者虐待防止法の規定にしたがい、速やかに阿久比町の窓口（介護保険係または地域包括支援センター）に連絡します。また、行政機関等からの調査等に協力し適切に対応します。

５．虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項

　本指針による虐待防止に関する措置を適切に実施するため、虐待受付担当者を置き、地域包括支援係長がこれを務めます。

６．成年後見制度の利用支援に関する事項

　虐待等の防止の観点を含めて、成年後見制度その他の権利擁護事業について、利用者や家族等へ説明を行うとともに、その求めに応じて阿久比町役場および阿久比町社会福祉協議会、知多地域権利擁護支援センター等の窓口を適宜紹介します。

７．虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

　虐待等に係る苦情については、重要事項説明書に示す、当事業所における苦情対応窓口において受け付けます。受付担当者は苦情等の内容を精査し、虐待等に関係する内容が含まれている場合には、委員会に報告します。

８．利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項

　本指針は、利用者、家族等関係者が閲覧できるよう、事業所内に掲示するとともにホームページに掲載します。

９．その他虐待の防止の推進のために必要な事項

　阿久比町高齢者・障がい者虐待防止連絡協議会等との連携や研修の機会には積極的に参加し、権利擁護に係る研鑽を図ります。

１０．本指針の改廃

　本指針の改廃の要否及び改定する場合の改定作業は、委員会により実施します。

１１．附則

　この指針は令和６年４月１日から施行する。